

大司発第 1442 号  
大司政発第 13 号  
リ大発第 1472 号  
平成 29 年 2 月 16 日

内閣府成年後見制度利用促進担当室  
意見募集担当 御中

大阪司法書士会  
会 長 中 谷 豊 重  
【住所】大阪府中央区和泉町 1 丁目 1 番 6 号  
【電話番号】 06-6941-5351

大阪司法書士政治連盟  
会 長 西 村 昭 一  
【住所】大阪府中央区和泉町 1 丁目 1 番 6 号  
【電話番号】 06-6941-5351

(公社) 成年後見センター・リーガルサポート大阪支部  
支部長 櫻 井 恵 子  
【住所】大阪府中央区和泉町 1 丁目 1 番 6 号  
【電話番号】 06-4790-5643

「成年後見制度利用促進基本計画の案」に盛り込むべき事項に関する意見書

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、平成 29 年 1 月 19 日に公示されました「成年後見制度利用促進基本計画の案」  
に盛り込むべき事項に関する意見募集について、下記のとおり意見を取りまとめまし  
たので、提出いたします。

#### 記

成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）は、われわれ  
司法書士が長年にわたり、その成立を強く求めてきたもので、ようやく昨年成立に至  
ったものである。

成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、促進法第 12 条

第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講じる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられる。また、今回策定する基本計画の工程は、平成29年度から平成33年度の5年間で段階的・計画的に取り組むこととされており、市町村は国の基本計画をもとに、さらに市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。国、都道府県、市町村が一体となって成年後見制度の利用促進を図ろうとするもので、法律の制定だけでなく、具体的な仕組みが実現されるよう今後の施策の進捗については大いに期待している。

その意味で、成年後見制度利用促進基本計画の策定に関しては、抽象的でなく、具体的に計画が立案されることを要望する。

## 第1 成年後見制度利用促進基本計画について

### (意見)

基本計画において、具体的な工程及び財源を示すべきである。市町村が国の基本計画に沿って迅速かつ的確に工程表の作成ができるよう、基本計画においては半期ごとあるいは1年ごとの基準工程を明確に規定すべきである。

また、中核機関や地域連携ネットワーク、協議会など種々の新たな機関の設立が求められ、制度の広報、相談などの充実、誰でもどの地域でも適正な制度による支援を受けることができるようにするためには国からの助成を含む財源の確立が不可欠である。

### (理由)

内閣府案は、基本計画に盛り込むべき施策が極めて抽象的である。市町村が達成すべき目標と時期を工程表で提示することにより、国の意向が直接、市町村に伝達され、円滑にどの地域でも同じ状況に導くことが可能となると考える。

また、そのためには案の中ではほとんど明確になっていないこれらの対応をするための財源について明確にすべきである。一定の均質さを確保しつつも地域の実情に合わせた適切な制度になるよう期待したい。

## 第2 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策（内閣府案3）について

- 1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善（内閣府案3（1））について
  - (1) 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方（内閣府案3（1）①）について

### (意見)

障害者の意思決定支援の在り方については、障害者権利条約第12条第4項の規定を十分に尊重したうえ、意思決定支援の在り方を検討することを明記すべきである。

また、高齢者についても、老人福祉法等の基本精神を踏まえた認知症高齢者の意思決定ガイドライン策定を目指すことを明記すべきである。

(理由)

我が国においても平成26年2月に発効した障害者権利条約第12条第4項は、権利の行使に対し「法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用すること」と規定している。意思決定支援を原則とし、極めて例外的な代行決定権の行使を基本とするのが世界の潮流である。

(2) 利用開始後における柔軟な対応について（内閣府案3（1）③）について

(意見)

障害者権利条約第12条の趣旨から、有期（期限付き）の後見類型の導入を検討事項として加えるべきである。

(理由)

内閣府案では、「後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが」とされているが、このことこそが現在の日本の後見制度が硬直的で使いづらいといわれる所以であり、成年後見制度の普及の障害となっていると考えられる。

(3) 保佐・補助における金融機関との取引の取扱いについて

(意見)

金融機関において、保佐・補助が開始した段階で本人による口座利用が一律に制限される取り扱いを改めることを盛り込むべきである。

(理由)

保佐・補助においては、保佐人・補助人の支援を受けつつ本人が自ら法律行為をすることが原則であるにもかかわらず、多くの金融機関においては、保佐・補助が開始した段階で、本人による口座利用が一律に制限され、本人がキャッシュカードを持つことすら許されないという取扱いがなされている。また、保佐人・補助人の代理権は、本人の行為能力に影響しないにもかかわらず、代理権の付与によって本人の取引を制限する取扱いもみられる。

特に在宅の方の場合、日常生活で使用する通帳については自ら管理することを望まれる例も少なくないが、現行の取扱いでは、それが許されないことが多い。必要に応じて、財産保護のために一定額以上の引き出しを制限する等の対策をしたうえで、本人による口座利用が必要以上に制限されない取扱いが検討されるべきである。

(4) 成年被後見人等の不法行為に基づく後見人等の責任について

(意見)

成年被後見人等の不法行為による損害に対する被害回復については、後見人等の責任の範囲を含め十分な措置が必要である。

(理由)

成年後見制度の利用促進という観点から、成年被後見人等の予測困難な不法行為に基づく被害の回復について、後見人等のほか入所施設や関係機関に対する安易な責任追及にならないよう、新たな保険制度の創設を含め、十分な措置が必要である。

## 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり（内閣府案3（2））について

### (1) 地域連携ネットワークの三つの役割・早期の段階からの相談・対応体制の整備（内閣府案3（2）①イ）について

(意見)

「後見等開始前」から福祉・医療・地域の関係者に加えて、司法の関係者（司法書士及び弁護士）も含めるべきである。

(理由)

本人にとって権利擁護に関する支援が必要かどうかを判断し、適切に成年後見制度の利用に結びつけるためには、「後見等開始前」から司法の関係者も関わる必要がある。例えば、地域包括支援センターに相談に訪れた人の話を司法の関係者も一緒になって聞き、本人にとってどのような制度の利用が相応しいのか総合的に判断する必要がある。現状では、初期の相談に司法関係者が関与していないため、認知症ではないが権利擁護のために併せて、見守り契約、財産管理等委任契約、任意後見契約等の利用を勧めたほうがよいケースでも、それらのニーズに気づかれないままとなっていることがある。法的な視点も含め、様々なニーズに対応し、適切な権利擁護支援を図れる体制を構築すべきである。

### (2) 地域連携ネットワークの基本的仕組み・地域における「協議会」等の体制づくり（内閣府案3（2）②イ）について

(意見)

協議会は、これまで連携が不十分であった地域における各種専門職団体、各関係機関や既存の地域福祉のネットワーク等の調整・連携強化を図る機関と位置付けるべきである。

(理由)

内閣府案では、協議会を「個々のケースに対する『チーム』を支援する仕組み」としているが、現状では様々な施策に基づき色々な地域福祉ネットワークが存在し、各種専門職団体、各関係機関の連携も不十分であるため、各々の権利擁護の仕組みが十分に生かされていない。個々のケースに対するチーム支援をする前提として、各種専門職団体、各関係機関や既存の地域福祉ネットワーク等の整理・調整を図る必要がある。

したがって、協議会を、2（2）①イで「各専門職団体や各関係機関が自発的

に協力する体制づくりを進める」としているが、財政基盤のある定期的開催される機関とすべきである。

(3) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等（内閣府案3（2）④）について

ア 広報機能について（内閣府案3（2）④ア）について

（意見）

成年後見制度の仕組み、本人の権利擁護における成年後見制度の重要性及びその相談実施機関に関する正確な情報が、行政、警察、消防、医療機関など公的な職務に従事する全ての人に周知されるように教育を行う必要がある点についても明示すべきである。

（理由）

行政、警察、消防、医療機関などは、制度利用者が最初に相談し、また、支援を求める可能性の高いところであり、これらの職務に従事しておられる方には制度についてよく理解していただく必要がある。地域における広報活動について、中核機関が広報を行う団体・機関と連携しながら啓発活動が活発に行われるよう配慮すべきとした点は重要である。さらに、今後推進すべき具体的な啓発活動の例を示すことが望ましい。

イ 相談機能（内閣府案3（2）④イ）について

（意見）

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築するにあたり、司法書士、弁護士、社会福祉士の三専門職（以下「三専門職」という。）が初期に相談者から直接相談を受けることを原則とするべきである。また、相談機能の実効性を高めるため、この機能を実質的に担う拠点を地域包括支援センターに置くことを提案する。

（理由）

相談機能は、成年後見制度利用促進を図る上で最も重要な機能である。中核機関の相談機能を成年後見制度の利用促進につなげるためには、内閣府案のように三専門職が地域包括支援センター等福祉関係者の相談に乗るという間接的な支援では、2（1）で述べたとおり、後見等のニーズをくみ取れないことがある。その際、個人情報保護法との関係もあり、中核機関と司法書士会（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「リーガルサポート」という。）を含む。以下同じ。）、弁護士会、社会福祉士会（以下「三専門職団体」という。）が直接業務委託契約を締結する等、三専門職の位置付けを法的に明確にしなければならない。

また、相談機能を実質的に担う拠点を、中学校区に一つ設置され、地域住民が気軽に訪れることができる距離と窓口を持つ地域包括支援センターに置くことを提案する。障害者支援については、高齢者問題と障害者問題が複雑に絡み合うこ

とを考えると、成年後見制度利用促進に関しては、当初は、地域包括支援センターで統一して行うこととする。地域包括支援センターには三専門職を常駐又は定期的に駐在させ、地域包括支援センターの職員や障害者基幹相談支援センターの職員の相談支援、親族の相談への立会い、後見等申立手続の相談・支援、親族が後見人となった後も定期的に研修・相談・支援・監督等の支援を行う。これにより、多くのことがワンストップサービスとして行われるようになる。つまり、福祉関係者が先ず相談者から話を聴き、必要があると判断してから三専門職へつなぐというプロセスを省略できる。また、申立手続に時間がかかっている現状があるので、地域包括支援センターで三専門職が相談・支援することにより、申立てまでの時間を短縮できる。何より、地域の住民に、何時でも成年後見に関する相談は地域包括支援センターへ行けばできるということが周知されれば、成年後見制度の利用につながる件数が増加すると考えられる。

#### ウ 成年後見制度利用促進機能（内閣府案3（2）④ウ）について

##### （ア）受任者調整（マッチング）等の支援について

##### （意見）

受任者調整の機能は家庭裁判所の外部に置くのではなく、家庭裁判所において、専門職、親族、市民後見等に振り分け、中核機関においては、市民後見人及び法人後見人の受任者調整を行うべきである。そのために、必要な情報が十分に家庭裁判所まで届く体制や仕組みを整えることを検討すべきである。

##### （理由）

受任者調整は、本人がメリットを実感できる制度運用に不可欠である点は、内閣府案のとおりである。

後見人の選任は家庭裁判所の専権事項であるから、第一義的には家庭裁判所の判断が重要である。専門職後見人については三専門職団体において適切な候補者を推薦する体制ができており、親族後見人は候補者として挙げられた者を選任するので、受任者調整の必要性がない。よって、中核機関による候補者の選定が必要なのは、主に市民後見人及び法人後見であると考えられる。これに関しては、大阪における市民後見人の受任者調整の仕組みが大いに参考になる。

適切な受任者調整を行うためには、必要な際は調査・鑑定を行い、事案の特性を見極めて、三専門職団体及び中核機関に振り分け、その後、さらにきめ細い受任者調整を行うことが本人の利益に資すると考える。そのためには、家庭裁判所で後見部門を担当する裁判官、調査官、書記官の人的充実を図るとともに、地域で後見部門を担う家庭裁判所の支部の設置等の体制整備の必要性も基本計画に盛り込むべきである。

また、市町村長申立ての場合等は、本人に関する詳細な情報が家庭裁判所に届けられるようにするため、地域包括支援センターと三専門職が協力して本人の身体状況や生活状況等の詳細な情報が記されたレポート（ソーシャルレポート）を作成・提出する方法等も検討すべきである。

(イ) 担い手の育成・活動の促進について

(意見)

虐待や暴力事案等の困難事案において法人後見に一定の意義があることには賛同するが、後見人の担い手不足を埋めるために安易に法人後見を推進することは慎重であるべきである。また、前提として法人を継続的に審査、指導監督を行うシステムを構築する必要がある。

(理由)

虐待や暴力事案等、個人として後見人を受任する負担の大きい困難事案や、高齢化率の高い過疎地域の高齢者、障害者を支える仕組みとして法人後見は意義がある。しかし、多種多様な法人が存在し、全ての法人で必ずしも適切な運営がなされているとは限らず、三専門職のような専門性や独自の監督体制もない法人後見を安易に推進することは妥当ではない。法人内部の事務担当者が変われば「継続性」の点での優位性も大きくはなく、逆に迅速な意思決定が困難であるなど、法人特有の問題もある。

担い手の確保のために、市民後見人の養成や親族後見人の支援体制を充実させ、社会福祉協議会等の社会福祉法人やNPO法人は、市民後見人や親族後見人の支援を基本とし、法人後見は過疎地域や困難案件等の例外的な条件下で適切に活用が図られるべきである。

(ウ) 後見人支援機能（内閣府案3（2）④エ）について

(意見)

三専門職が地域包括支援センターで親族後見人の相談、指導に関与する際の個人情報、プライバシー保護などのための適切な法整備をすること、及び、複雑な相談に応じ、状況に応じた助言を行う専門職を十分に確保するために国が予算措置を講じることを基本計画に盛り込むべきである。

(理由)

現在、不正防止の観点もあって選任の割合が減少しているが、後見人の担い手として親族後見人の活用も再認識すべきである。身上監護面を重視する時、本人の意向及び生活をよく知る親族が後見人となることがふさわしい事案も多い。親族による不正事案の中には、成年後見制度への理解不足から生じているものもあり、適切に相談、指導、監督する機関があれば、親族後見人も担い手として重要な役割を果たす。

現在の硬直した制度運用が成年後見制度の利用を遠ざけている側面もあり、被後見人等が家族の中で従来通りの生活を送るためには、資産、生活状況等を総合的に勘案し、柔軟な対応が望ましい点については同意する。

エ 中核機関と法人後見の担い手の関係について

(意見)

中核機関の運営主体（内閣府案3（2）⑤イ）と、法人後見の担い手（内閣

府案3(2)④ウ(b)について、いずれも社会福祉協議会やNPO法人が想定されているが、中核機関の運営主体となった法人が同時に直接法人後見の担い手となることは望ましくない。

(理由)

中核機関は、地域連携ネットワークの中核として、「連携・対応強化の推進役」「地域連携ネットワークのコーディネーター役」としての役割が期待されている。中核機関を運営する法人が個別の事案について直接法人後見を受任することは、例外的あるいは限定的な場合を除いて、保険・医療・福祉・司法の連携を図り、チームとして成年後見制度を支えていく趣旨にそぐわない。

### 3 不正防止の徹底と利用しやすさと調和（内閣府案3(3)）について

#### (1) 不正防止のための監督体制の整備の重要性について

(意見)

監督機能の充実・強化の重要性についての言及が不十分である。また、増大する事件を監督するには、全国共通のICTの活用が有用であり、その構築並びに運営には国が予算措置を講じるべきである。

(理由)

ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等、成年後見制度を支えるどのような理念も、その制度が適正に運用されることが大前提である。後見人による不正は、制度を根本から否定するものであるため、これを防止するあらゆる取組を積極的に推進すべきことの重要性を明確に示すべきである。

また、適切な業務遂行を担保し、かつ、不正防止のため、司法書士（リーガルサポート）はインターネットを利用したクラウドシステムを利用し、6か月ごとに会員の執務の状況確認と指導監督を行っている。財産管理については通帳のコピーを添付し財産目録と照らし合わせ、収支実績から執務の適正をチェックしている。リーガルサポート大阪支部は指導監督する件数が3,000件を超えたあたりから、書面での審査の困難度が急激に増した。大阪府下で考えると、親族後見人の数は5,000人前後と思われる。今後の増加を考えると、親族後見人の指導監督のためにも、ICTの活用は不可避である。後見人は他人の全財産を管理する、という重責を担う以上、財産管理に第三者の眼を入れることは不可欠である。取扱件数の増加を考えるとこれまで以上に有効なシステムの構築は必須であると考えられる。チームでの支援では、親族の一部の者の故意的使い込み、第三者後見人の確信犯的な横領は避けることができず、金融機関並みの厳格な業務管理及び監査のしくみを早急に構築すべきである。

システムの構築及び運用には多額の費用が掛かるため、国が主導して、全国統一のシステムを作るべきである。

#### (2) 金融機関による新たな取組（内閣府案3(3)①）について

##### ア 成年後見制度支援信託に代わる新たな仕組みについて

(意見)

本人の意思尊重の視点からも、成年後見制度支援信託制度に替えて、全ての金融機関が、家庭裁判所の指示によってのみ大口資金が支出できるような、本人の意思に反することが少ないシステムの導入を検討事項として加えるべきである。

(理由)

現行の支援信託制度が不正防止に一定の効果があつたことは認めるが、本人の意思尊重という側面からはやはり問題がないとはいえない。本人の財産を保護しつつも、取引していた金融機関の優位性と資産形成に影響を与えないような（例えば、高い利率で預けていた預金を解約する必要のないような）制度が望まれる。具体的には、各金融機関において、本人名義の全部又は一部の大口の定期預金につき、その解約に監督人の同意又は裁判所の指示書を要するものと設定することができる制度を創設すべきである。多額の普通預金に関しては、既存の又は新規開設した定期預金に当該設定を行ったうえで振替えるような運用とすることで、財産の保護を図ることができる。流動資産を保管、運用する証券会社においても同様の制度が必要であると考えらる。

#### イ 金融機関における本人確認・意思確認の徹底について

(意見)

成年後見制度を利用しない場合や、代理権の範囲外の取引、後見開始の届出をしていない口座の取引等につき、本人の財産保護を図るために、本人確認・意思確認を徹底する取組の強化についても盛り込むべきである。

(理由)

後見人による不正な引出しを防止するため、積極的な検討を進めることには賛成である。ただし、後見人の管理する口座に対する監督を強化し、又は取引を制限することで、成年後見制度を利用しないことに対する「逆のインセンティブ」を与え、後見人管理口座以外の口座での不正が増えることのないよう対策がなされるべきである。

現状では、親族等がキャッシュカードを利用すれば、成年後見制度を利用せずとも銀行取引を事実上代理することができ、また、成年後見制度を利用しても、銀行や裁判所に届け出なければ裁判所等の監督を受けずに自由に預金を引き出すことが可能である。成年後見制度の利用促進を図るにあたっては、成年後見制度を利用しなくても容易に無権代理や不正な取引が可能な現状を見直すべきである。

不正防止の方策を検討するにあたっては、後見人による取引にいくら制限を加えても、「後見人にならなければ（後見人として届け出なければ）無制限に取引が可能」といった状況にあるなら本末転倒である点に十分留意する必要がある。

#### (3) 家庭裁判所と専門職団体等との連携（内閣府案3（3）③）について

(意見)

専門職団体における不正防止のための監督体制を、成年後見制度を支える重要

な仕組みのひとつであると位置付け、これを積極的に活用・推進するとともに、個人情報取り扱い等に関する課題の解消に向けて必要な施策を講じることを盛り込むべきである。

(理由)

膨大な件数の後見事件について効果的に不正を防止するためには、家庭裁判所単独の監督では限界があり、現実には、専門職後見人を指導監督する専門職団体等における監督の取組が必要不可欠となっている。専門職団体等が家庭裁判所と緊密に連携して後見人の指導監督に当たることで、効果的に後見人の不正を防止することができる。

これらは、専門職団体の自主的な取組であり、法律に明記された制度ではないが、決して軽視されてはならない。後見人としての活動について家庭裁判所に限らず専門職団体等の第三者の監督に服する仕組みは、成年後見制度を支える仕組みとして明確に位置付けられるべきである。

また、後見人を監督するうえで、個人情報の取得や共有が不可欠であるが、これが必要以上に制限されることにより、適正な監督と不正防止の妨げとならないよう、法制度あるいは運用上の課題、法解釈上の疑義等を調査検証し、その解消に向けた適切な施策が講じられるべきである。

#### (4) 移行型任意後見契約における不正防止（内閣府案3（3）④）について

##### ア 任意後見監督人選任の申立てを行うことができる者の拡大について

(意見)

予め指定した第三者等が任意後見監督人の選任を申し立てることができるようにする等の法改正について検討することを盛り込むべきである。

(理由)

移行型任意後見契約が締結された場合において、任意後見監督人が選任されないうまま財産管理等委任契約が継続することは、任意後見契約に関する法律の趣旨に反し、不正の温床となりうる。地域連携ネットワークの中で不適切な事案を発見することでも一定の不正防止効果が期待されるが、仮に不適切な事案を発見したところで、第三者が任意後見監督人の選任申立てをすることはできず、事実上、受任者の判断にゆだねられている。そこで、任意後見契約で予め指定した第三者等（具体的には、専門職団体や、任意代理監督人を受任している専門職等）が任意後見監督人の選任申立てを行うことができるようにすることが望ましい。

##### イ 任意後見契約の情報の取得について

(意見)

任意後見受任者（財産管理等委任契約の受任者）につき、不正の疑いがある場合に、中核機関等が、後見登記情報を取得することが可能な制度を検討すべきである。

(理由)

任意後見契約は、任意後見監督人が選任されるまでは、第三者に全く情報がな  
いために不正の温床となる可能性がある。よって、適切な時期に適切な対応が可  
能になるよう、一定の範囲で情報が共有されるようにすべきである。なお、前述  
のアに関連し、任意後見監督人選任申立権限を付与された第三者も登記されてい  
れば、その者に連絡することで、その後の対応も可能となる。

#### (5) 不正防止のための裁判所の役割について

(意見)

家庭裁判所が不正防止の中心的な役割を果たすことを盛り込むべきである。

(理由)

家庭裁判所は、法律上、後見人の監督権限を付与された機関であり、後見人や  
監督人を選任・解任する権限も有している。不正防止においては、専門職団体と  
連携をしつつも、その中心的な役割を果たすのは家庭裁判所であることを明確に  
し、そのための必要な予算上の措置を講じる重要性を明らかにすべきである。

#### (6) 増大する事件に対応する監督体制の構築について

(意見)

家庭裁判所を頂点とし、専門職後見人を監督する三専門職団体、市民後見人を  
監督する機関（既存の成年後見支援センター等）、親族後見人を監督する機関  
（中核機関等）がそれぞれ後見人の監督を分担し、これらが連携しつつ効果的に  
後見人を監督する体制を構築することを目指すべきである。

(理由)

後見人の不正を防止するためのきめ細かな監督は、多大な労力を要するもので  
あり、家庭裁判所が全てを細部にわたって監督するのには限界がある。また、専  
門職後見人、親族後見人、市民後見人では、監督のあり方が必ずしも同様ではな  
く、監督機能を中核機関等に一元化することは現実的ではない。

専門職後見人の監督は、既存の体制を基礎として、それぞれが所属する三専門  
職団体が担うこととし、その体制を充実・強化させることで達成される。

市民後見人の監督は、受任者調整及び専門相談体制とともに、現存する市民後  
見人養成の体制を基礎とし、発展させることが望ましい。その際、充実した体制  
が構築されている大阪での取組が参考となる。

親族後見人の監督は、現在、全件後見監督人を選任する等で対応しているが、  
これが成年後見制度の利用を躊躇させる一因となっている。家庭裁判所と司法書  
士及び弁護士が協力し、新たな監督体制の検討・整備を早急に進める必要がある。

### 4 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項（内閣府案3（4））につ いて

#### (1) 任意後見等の利用促進（内閣府案3（4）①）について

(意見)

各地域の相談窓口等において任意後見契約のメリット等を広く周知する方策を講じるため、地方自治体や各団体の職員等に対する後見制度の定期的な研修を行うことを盛り込むべきである。

(理由)

現在の日本社会では、成年後見といえば、法定後見を指し、任意後見制度は残念ながらほとんど知られていないというのが実情であろう。

地方自治体や社会福祉協議会等の団体の職員は、定期的な人事異動がある。任意後見制度等の利用を促進するには、その前提として、これらの職員が後見制度を全般的に理解し、各類型の相違点やメリット・デメリットを正しく理解する必要がある。そのためには、専門職による効率的な研修制度が不可欠である。

## (2) 制度の利用にかかる費用等に係る助成（内閣府案3（4）②）について

(意見)

成年後見制度利用支援事業をすべての自治体で実施すること、並びに助成の対象を市町村長申立て、あるいは後見類型に限定せず、その対象を拡大することには賛成する。しかし、その財源は介護保険等の公費をもって充てるべきである。

また、要綱において、「申立てに要する経費」も助成対象とすることも盛り込むべきである。

(理由)

禁治産・準禁治産制度から現行成年後見制度となったのは、介護保険制度の発足が契機となったものである。このことを踏まえれば、市町村の実施する利用支援事業に必要な予算は当然公費から支出されるべきである。成年後見制度は本人の財産の多寡には関係なく、国民の誰もが利用する可能性がある一種のセーフティネットであり、かつ、介護保険等の社会保障制度とも密接に結びついている公共性が極めて高い制度である。従って、誰もが安心して成年後見制度を利用するためには、成年後見制度利用支援事業の財源は公費から支出されるべきである。

従って「成年後見制度の利用促進の観点からの寄付を活用した助成制度の創設・拡充などの取組が促進されることが望まれる」とされていることには反対する。

公益信託成年後見助成基金は既に存在している制度であり、現状でも有意義であり、成年後見制度の普及につながるものであるが、あくまでも補完的な役割を担ってきた制度であって、根本的な解決とはならない。

## (3) 市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定（内閣府案3（4）③）について

(意見)

趣旨についてはおおむね賛成であるが、基本計画策定の段階から、専門職団体の関与及び意見の尊重について明記すべきである。

(理由)

成年後見制度を支える専門職団体の意見を反映させることが、成年後見制度の普及促進につながるものである。

(4) 市町村長申立てにおける司法書士の活用について

(意見)

市町村長申立てを行うに際し、裁判所提出書類作成の専門資格者である司法書士を活用し、後見開始の申立書及び付属書類の作成等の業務委託等、迅速かつ的確な申立てを図る等の検討をすべきである。

(理由)

市町村長申立ての書類作成過程において、担当する自治体職員が本来業務の合間に、申立書作成業務や戸籍の収集業務行っており、手続が滞ってしまうケースも散見される現状を踏まえると、今後も増加が予想される市町村長の成年後見申立ての迅速かつ円滑なスキームを確立することが、利用促進に資することは明らかである。

司法書士は「訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護に寄与する」(司法書士法第1条)ことを使命とし、裁判所提出書類作成を業務とする専門職能であり、成年後見制度創設以来の成年後見業務に関するノウハウと実績もあるので、その活用を図ることが望ましい。

5 国、地方公共団体、関係団体等の役割(内閣府案3(5))について

(1) 市町村の役割(内閣府案3(5)①)について

(意見)

市町村の具体的な責務について明記すべきである。また、市町村長申立ての運用を改善し、必要な事案において迅速に申立てが行われるような仕組みを整備すべきである。

(理由)

市町村長申立て、後見制度利用支援事業、地域連携ネットワークの創設、中核機関の設置・運用と市町村の果たす役割は大きい。内閣府案では、その責務について具体性に欠ける。法的整備も含めて、明確な指針を示すべきである。

(2) 国の役割(内閣府案3(5)③)について

ア 家庭裁判所の機能の充実・強化について

(意見)

裁判所の人的・物的体制のさらなる充実強化について「望まれる」だけではなく、優先的に実施されるべき課題であることを明記すべきである。

(理由)

既に膨大な件数に及んでいる後見事件の監督を全て家庭裁判所単独で行うことには限界があり、関係機関との連携が重要であることは前述のとおりであるが、現行法上、後見人を監督する権限を有しているのは家庭裁判所であり、たとえ関

係機関との連携を図ったとしても、その要となる家庭裁判所が現状の体制のままであれば、増加する後見事件の監督に対応しきれなくなるのは明白である。したがって、第一に家庭裁判所自体の体制強化が確実に実施されなければならない、書記官、調査官、参与員等の大幅な増員やそのための予算の確保が必要不可欠である。また、地域で後見部門を担う家庭裁判所の支部の設置等の体制整備の必要性も基本計画に盛り込むべきである。

#### イ 中核機関の設置に関する国の責務について

(意見)

中核機関の基本的な設置、運用に対する財源、人材、ノウハウ、監督省庁の整備についての国の責務を明示すべきである。

(理由)

内閣府案では、中核機関を市町村単位で設置することが想定されているが、市町村によっては人的、財政的に設置の困難が予想される。また、市町村における地域連携ネットワーク・中核機関の整備が努力義務とされているが、全国のどの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指すのであるから、施策が確実に行われるよう基本計画にこれら国の責務を明示すべきである。

#### ウ 各業界の監督官庁による啓発活動について

(意見)

高齢者や障害者が利用する金融機関・保険、証券、不動産関連の事業所、医療機関、交通事業者、教育機関、通信事業者、介護サービス事業所等の民間の団体や企業が加盟する各協会等を通じて啓発活動を行うとともに、不合理な手続を解消すべきことを盛り込むべきである。

(理由)

成年後見制度の利用促進のためには、業界全体が制度趣旨を理解し、配慮すべきことが非常に多い。地方自治体レベルではなく、国として行うべき施策についても計画に盛り込むべきである。

現状では、成年後見制度の趣旨、内容に反する不合理な手続が求められることが多々ある。例えば、成年後見人が手続を行っているにもかかわらず本人の身分証明書（場合によっては顔写真付きのもの）の提示が求められること、法定代理人であるにもかかわらず委任状（場合によっては後見人が署名押印した自分宛の委任状）の提示が求められること、後見人が代理して署名するにもかかわらず本人の押印が求められること等である。これらを解消するためには上述のような啓発が重要である。

#### (3) 法律関係団体の役割（内閣府案3（5）④イ）について

(意見)

多くの事例を持つ専門職団体は、事例を分析、検証し、定期的に地域住民や地方自治体職員向けの研修を行うことで、成年後見制度の促進、発展に寄与する。

(理由)

平成27年度の統計によれば、三専門職の選任件数は、全体の約60%であり、司法書士は、全体の約27%である。ノウハウを体系化し、課題を分析、検証し成年後見制度の促進、発展に寄与する責務がある。また、専門職による地域住民や地方自治体職員向けの研修を定期的に行うシステムを構築すべきである。

大阪司法書士会及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部は、これまでの地域での地道な活動経験を活かして、市町村が設置する審議会、市町村が策定する基本計画に沿って設置される機関、地域連携ネットワーク等に積極的に参画し、大阪府における成年後見制度の利用促進のために尽力する。さらに、地域の実情を踏まえて、大阪家庭裁判所、大阪府、府下各市町村、社会福祉協議会、大阪弁護士会、大阪社会福祉士会等と連携し、現状に対応するだけでなく、今後の様々な社会の変化に備えて、大阪府下の権利擁護支援のさらなる発展のために、専門職団体としての責務を果たす所存である。

以上